

英国：法務基本情報

名称	留意点
1.進出形態	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 2006 年会社法 <p>【ポイント】</p> <p>英国に進出する形態としては、大別して、自ら事業拠点を立ち上げる方法と、既存の事業を買収する方法がある。</p> <p>自ら立ち上げる方法には、以下の二通りがあるが、いずれの方法についても比較的容易かつ迅速に設立登記でき、いずれも日系企業の進出形態として一般的な方法となっている。</p> <p>現地法人を設立する方法（本社と別の法人格） 支店・駐在員事務所を設立する方法（本社と同一法人格）</p> <p>いわゆる外資規制は英国にはなく、発起人の国籍にかかわらず同一の手続きが適用される。</p> <p>現地法人を設立する場合に、最低 1 名は自然人たる取締役が必要である。取締役に国籍要件や英国に居住していることは要件とされていないが、実際に、日本人が英国で事業活動を行う場合には適法な就労ビザを取得する必要がある（後記その他参照）。</p> <p>現地法人を設立する場合には、その法人の 25% 以上の株式を保有している者について、登記する必要がある、一般に閲覧可能となっている。そのほか、会社の定款、取締役の任免、決算、特別決議の内容等については登記対象であり、一般に閲覧可能である。</p>
2.競争法	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> • (EU) EU 機能に関する条約 (TFEU)、(英国) 1998 年競争法、2002 年企業法 <p>【ポイント】</p> <p>英国は、(離脱までは) EU 加盟国であるため、EU 条約の直接適用を受ける。</p> <p>英国国内の競争法は EU 条約と同様の規制となっている。</p> <p>競争制限に関する主な規制は以下のとおりである。</p> <p>競争制限的協定の規制 市場支配的地位の濫用行為の規制 企業結合規制</p> <p>欧州委員会は世界で最も競争法の執行に積極的な競争当局の 1 つである。</p>

	<p>EU 競争法違反については全世界売上高の 10%を上限とする巨額の制裁金が科されることがある。</p> <p>加えて、英国では競争法違反について刑事罰が科される場合がある。</p> <p>近時、競争法違反に基づく損害賠償請求訴訟を提起する動きが活発である。</p> <p>EU 加盟国内における企業結合規制は、売上高について一定の閾値を超える場合には、欧州委員会に届け出ることにより、各加盟国の競争当局への個別の届出は不要となり、欧州委員会で一括審査される（いわゆるワンストップショッピングサービス）。</p>
<p>3.不動産法制</p>	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1925 年不動産法、2002 年不動産登記法、コモン・ロー、衡平法 <p>【ポイント】</p> <p>不動産法は、最もコモン・ロー、衡平法の影響を受けた分野の一つであり、日本の制度と大きく異なる。不動産に対する権利としては、いわゆる所有権に相当するフリーホールドと、賃借権に相当するリースホールドがある。建物を土地と別個の権利としては認識しない。リースホールドは一般に期間が長く、99 年とか 999 年というものも珍しくない。</p> <p>不動産登記制度はあるものの、依然として未登記不動産も存在する。</p> <p>商業用不動産の賃料については 5 年毎に見直され、相場が下がっているときには据え置き、相場が上がっているときのみ上昇するという、Upwards only というのが商慣習である。</p> <p>一般に売主に瑕疵担保責任はなく、買主が各種公表データ又は売主代理人に対する質問を通じて必要な情報を入手し、契約交渉に反映する必要がある。</p> <p>商業用不動産のリース契約のみならず、個人の住宅購入含め、不動産取引には両当事者がソリシタを起用することが一般的である。</p>
<p>4.労働法</p>	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1996 年雇用権利法、2010 年平等法、1998 年労働時間規則 <p>【ポイント】</p> <p>2 年以上勤続した者には、不当に解雇されない権利があることや、勤続年数に応じて法律上の解雇通告期間が与えられるなど、勤続年数に応じて労働者を保護する制度がある。</p> <p>解雇する場合には、正当解雇事由を雇用者側で示すことが必要であり、できない場合には自動的に不当解雇となる。定年は、正当な解雇事由とはならない。</p> <p>大量に一度に整理解雇する場合には、当局への届出や従業員との協議の機会を設けるなど、更なる規制の対象となる。</p> <p>労働時間は原則として週に 48 時間を上限として制限されるが、オプアウトは可</p>

	<p>能である。夜間労働時間、最低休息権についてはオプトアウトできない。</p> <p>雇用の過程で生じた差別行為については使用者責任がある。雇用者側の防御方法は差別を防止する合理的措置を採っていたことを立証できる場合に限られる。</p> <p>不当解雇については賠償額に上限が課されているが、差別訴訟、内部告発者に対する報復措置訴訟については、上限額はない。</p>
<p>5.知的財産権法</p>	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> （1977年特許法、1994年商標法、1988年著作権、意匠及び特許法、関連改正法、コモン・ロー、衡平法ほか） <p>【ポイント】</p> <p>主な保護の対象は、商標権、特許、意匠権、著作権、ドメイン名、営業秘密。著作権、意匠権は無方式主義を取っている。</p> <p>主たる知財訴訟は、高等法院の衡平法部に設けられている特許裁判所及び知財企業裁判所が第一審を管轄し、侵害者に対する損害賠償、差止の仮処分等により救済する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 英国レベルの知的財産権のほか、欧州レベルで認められる欧州特許、欧州商標もある。
<p>6.裁判制度・仲裁</p>	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民事訴訟規則、仲裁法等 <p>【ポイント】</p> <p>全体として和解による解決を強く推奨するシステムである。</p> <p>訴訟を提起する前に、種々の訴訟類型に応じた訴訟前プロトコルを遵守する必要があり、違反した当事者は不利に扱われる。</p> <p>第一審に相当する高等法院又は郡裁判所、控訴院、最高裁判所の三審制であるが、このほかにも、各種専門裁判所が発達している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 仲裁も活発に活用されており、ロンドン国際仲裁裁判所は世界的にも評価の高い仲裁機関である。
<p>7.外国為替管理・輸出入管理</p>	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1932年財政法、1979年為替平衡勘定（EEA）法、2002年企業法、EU規則等 <p>【ポイント】</p> <p>貿易取引における為替管理に関して規制や制限はない。決済通貨は自由。ただし、</p>

	<p>付加価値税（VAT）の支払い義務が生じる場合は、会計書類やインボイスに掲載される製品価格をポンド換算して表示しなくてはならない。</p> <p>資本取引も英国では原則自由。ただし、国連や EU の経済制裁措置に伴い、当該国・地域との資本取引が禁止されることがある。また、政府は、国連と EU の決議を受けて、当該国・地域の個人や組織、テロリズムに関連する個人や組織に対する資金提供、ならびにこれにつながる行為を禁止することがある。</p> <p>輸入・輸出品目規制は、現時点では EU 規則に準拠する。</p>
8.コンプライアンス	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2010 年贈収賄法、2015 年現代版奴隷法、2017 年犯罪資金法、欧州個人情報保護規則等 <p>【ポイント】</p> <p>毎年のように新たなコンプライアンス・ルールを策定し、世界に発信。</p> <p>近年の傾向として、直接的又は間接的に、広範な域外適用を認めるものが多くなっており、日本の親会社にも影響を与える可能性がある。</p> <p>贈賄や脱税など、会社と関係のある者によって一定の違法行為が行われた場合に、それを防止できなかった会社に対し、結果責任としての刑事罰を負わせるという構成にし、その防御方法として、違法行為を防止するための適切な手続きを実施することを求める、あるいは、会社としての対策を公表する義務を負わせるなどして、会社としてコンプライアンス体制を推進させるよう動機付けている。</p>
9.撤退	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2006 会社法、1986 年支払不能法等 <p>【ポイント】</p> <p>会社を閉鎖する場合、登記抹消や清算の手続きが必要。登記抹消には企業登記局への申請が必要。</p> <p>次の条件をすべて満たす会社は、企業登記局から登記を抹消することができる。条件を満たさない場合は、登記抹消ではなく、任意清算手続きをする。</p> <p>清算のリスクがないこと。</p> <p>3 カ月間、株取引や売却をしていないこと。</p> <p>3 カ月間、商号を変更していないこと。</p> <p>任意整理手続きなど、債権者との合意事項がないこと。</p> <p>債権者がおらず、清算等の必要がなければ抹消登記による撤退が簡易で安価。</p> <p>ただし、従業員を雇用している場合には整理解雇を先行させて終えておく必要がある。</p> <p>このほか、抹消登記申請前に、税務申告、銀行口座の閉鎖を行う必要あり。</p>

10.その他<VISA>

【主要法令】

- 入国管理規則等

【ポイント】

就労目的で英国に入国する場合、就労可能なビザを入国前に取得しておく必要がある。

ビザの種類は大きく4階層に分けられる。すべてのビザは、ポイント制による審査を経て発給され、発給枠、ビザの有効期間、更新の可否、申請者の所得、学歴や語学力、定住申請などの要件が異なる。企業にとって重要なカテゴリーはTier2。

Tier1：高度技能者、投資家、起業家が対象。

Tier2：技能が必要な仕事において、英国定住者の中から適切な人材が見つからなかった場合の「一般」と、「企業内転勤者」を対象とする2種類が代表的なもの。企業がまず、スポンサーライセンスを取得し、個別のスポンサー証明書を発行して、従業員のビザを取得する。

Tier4：就学を主目的とする。制限付だが就業も可能。

Tier5：一時的労働者といわゆるワーキングホリデーが対象。